ニ　法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

八　その他法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の九の三第一項第三号イの責任ある経営体制の確立に関する事項）

第五十九条の七　法第三十四条の九の三第一項第三号イに規定する主務省令で定める要件は、第五条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

2　法第三十四条の九の三第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項とする（同項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が農業協同組合連合会、水産業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会である場合に限る。）。

（法第三十四条の九の三第一項第三号ロの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第五十九条の八　法第三十四条の九の三第一項第三号ロに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の法第三十四条の九の三第一項第三号ロに規定する業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二　第五十九条の四第二号から第四号までに掲げる方策

（法第三十四条の九の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出）

第五十九条の九　法第三十四条の九の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

二　法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第五十九条の十　法第三十四条の九の三第三項の規定により法第三章（法第十七条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第三章の規定の適用については、第三十六条第二項第四号中「第十六条第一項第四号、第五号イ若しくはロ又は令第十二条各号若しくは令第十三条各号」とあるのは「第三十四条の九の三第一項第三号イ若しくはロ又は令第三十条の十各号」と、同項第五号及び第三十九条中「第十六条第一項第五号ハ又はニ」とあるのは「第三十四条の九の三第一項第三号ハ又はニ」と、第四十一条第一項第二号中「第十六条第一項第四号並びに第五号イ及びロ」とあるのは「第三十四条の九の三第一項第三号イ及びロ」と、同条